

届出制手数料の変更

事前届出になりますので、ご注意ください。

様式第3号（表面）

（日本産業規格A列4）

~~届出制手数料届出書~~

届出制手数料変更届出書

① 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

厚生労働大臣 殿

② 申請・届出者氏名
かぶしがいいしゃ ○○
^(ふりがな)株式会社 ○○
だいひょうとりしまりやく ○○ ○○
代表取締役 ○○ ○○

職業安定法第32条の3第1項の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③ 許可番号	23-ユ-●●●●●●
(ふりがな)	かぶしがいいしゃ ○○
④ 氏名又は名称	株式会社 ○○
(ふりがな)	〒 4 6 0 - 0 0 0 3 電話 052(219)○○○○
	あいちけんなごやしなかくにしき
⑤ 所在地	愛知県名古屋市中区錦○丁目○番地○
⑥ 適用開始・変更予定日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日
⑦ 届出・変更届出内容	名古屋営業所の手数料表 別紙手数料表による
⑧ 備考	東京営業所においても同一手数料表を使用 職業紹介課職業紹介係 ○○ ○○ 052-219-○○○○

本店名称・所在地を記載してください。

届出制手数料の変更は**事前届出**となるため、届出日の翌日以降の日付を記載してください。

手数料表は変更する**事業所ごと**に作成し提出してください。

複数の事業所で同一の手数料表を使用する場合は、その**事業所名**を記載してください。

事業所ごとに作成

手数料表 (一般登録型)

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>1,000</u> 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>30%</u> (または <u>500,000</u> 円) 上記のうちどちらか高い方とする。 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>30%</u> (または <u>500,000</u> 円) 上記のうちどちらか高い方とする。 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>30%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 23-ユ-000000

事業所の名称及び所在地 株式会社〇〇 名古屋営業所

愛知県名古屋市中区錦〇丁目〇番地〇〇〇ビルディング301号室

消費税率の改正等を考慮し、外税表記をお勧めします

(R4.3)

事業所ごとに作成

手数料表 (サーチ/スカウト型)

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>2,000</u> 円 手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 <u>100,000</u> 円 活動1日あたり <u>10,000</u> 円 (または、活動1時間あたり <u>2,000</u> 円) 成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>35</u> % (または <u>500,000</u> 円) 上記のうちどちらか高い方とする。 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>35</u> % (または <u>500,000</u> 円) 上記のうちどちらか高い方とする。 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 23-ユ-000000

事業所の名称及び所在地 株式会社〇〇 名古屋営業所

愛知県名古屋市中区錦〇丁目〇番地〇〇〇ビルディング301号室

事業所ごとに作成

手数料表 (再就職支援型)

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	着手金 <u>30,000</u> 円 相談・助言終了時 <u>30,000</u> 円 成功報酬 <u>40,000</u> 円 手数料負担者は 関係雇用主 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>35%</u> (または <u>500,000</u> 円) 上記のうちどちらか高い方とする。 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>35%</u> (または <u>500,000</u> 円) 上記のうちどちらか高い方とする。 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 23-ユ-000000

事業所の名称及び所在地 株式会社〇〇 名古屋営業所

愛知県名古屋市中区錦〇丁目〇番地〇〇〇ビルディング301号室